鳴門市ふるさと納税

ワンストップ特例制度 申請手順

ワンストップ特例制度の対象者かどうか確認

手順(1)

ワンストップ特例を受けられるのは、以下の両方に該当する方です。

条件①:確定申告を行う事案がない給与所得者 条件②:ふるさと納税先の自治体が5カ所以内

両方に該当する方は「手順②」へ、該当しない方は確定申告を行ってください。

手順

申請内容を確認し、本人確認書類を添えて提出

2

申請内容に変更がある場合、訂正箇所に二重線を引き加筆修正してください。 本人確認書類は 下記 $A \sim C$ のうち、いずれかの方法でご準備ください。

A マイナンバーカードを お持ちの方





表面・裏面のコピーをご用意ください

B マイナンバーカードをお持ちでなく、 公的機関発行の顔写真付証明をお持ちの方









番号確認用

通知カードの写し、もしくはマイ ナンバー記載の住民票(取得原本) 本人確認用

運転免許証もしくはパスポートや在留カード など公的機関発行の<u>写真付き</u>本人確認書類

確認書類に住所変更などの追記がある場合は、必ず裏面も提出してください

C

A・B以外の方

確認書類に住所変更などの追記がある場合は、 必ず裏面も提出してください



番号確認用

通知カードの写し、 もしくはマイナンバー 記載の住民票(取得原本)







本人確認用

健康保険証 および 年金手帳など 自治体が認める公的書類 <u>2 点以上の写し</u> ※共済組合員証、印鑑登録証明書、母子手帳など



通知カード記載の情報と申請情報が異なる方へ



令和2年5月25日より、通知カードに記載されている情報と申請情報が違う場合は ワンストップ特例申請書の<u>マイナンバーの確認書類として利用できません。</u> マイナンバー記載の住民票(取得原本)をご送付ください。

寄附翌年の1月10日までにご提出ください。

※期限を過ぎると受付できませんのでご注意ください

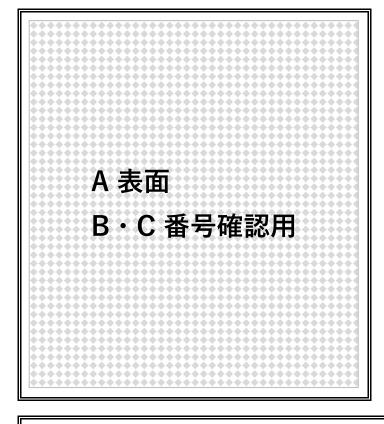
確認事項(必ずお読みください)

下記の場合、ワンストップ特例申請書を申請しても適用されませんので、確定申告をしてください。

ワンストップ特例申請書や添付書類に不備または ワンストップ特例申請は無効 1 変更があり、期限までに手続きできなかった。 となるため、確定申告を行って ください。 2 6 自治体以上にワンストップ特例申請を行った。 確定申告を行うことになった。 確定申告の際「寄附金受領証 明書 | を持参し、ふるさと納 例) ・医療費控除を申請することになった。 3 税の寄附金控除申請もあわせ ・住宅ローン控除の初年度である。 て行ってください。 ・給与以外の所得が20万円を超えた。 などなど…

添付書類 貼付用台紙

表面 $A \sim C$ のパターンをご確認ください。







- ※ 住民票(取得原本)はここへ貼付せずに、封筒に同封してください
- ※ 顔写真、氏名、住所、生年月日がはっきり写るようにコピーしてください

【 お問い合わせ先 】

〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170 **鳴門市戦略企画課 ふるさと納税担当** 電話: **088-684-1120** (平日8:30~17:15 年末年始除く) /メール: kikaku@city.naruto.i-tokushima.jp